

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表中「局本庁舎」を「局総合庁舎」に改め、「南部配水管理課、南部給水工事課、水道管路建設事務所、きた下水道管路管理センター」を削る。

附 則

この規程は、令和4年5月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表中「きた下水道管路管理センター」を削る改正規定 公布の日
- (2) 別表中「南部配水管理課、南部給水工事課、水道管路建設事務所」を削る改正規定 令和4年5月9日

(上下水道局総務部職員課)